長介第1045号 令和6年2月20日

地域密着型サービス事業所 管理者 様 居宅介護支援事業所 管理者 様 介護予防支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護給付費算定に係る体制等届出書の提出期限について(通知)

令和6年度介護報酬改定については、本年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)等の一部改正に係る答申等がなされ、告示日が令和6年3月中旬の予定とされています。

これを踏まえ、介護給付費算定に係る体制等届出書(以下「体制等届出書」という。) の令和6年4月適用分の届出については、通常の提出期限内での対応が困難であると考え られることから、長岡市指定の介護保険サービスについては、令和6年4月から適用とな る体制等届出書の提出期限を下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、体制等届出書の様式については、今年度中の改正を予定しています。

記

- 1 提出期限
 - 令和6年4月15日(月曜日)必着
- 2 提出方法

介護保険課あてにメール、郵送又は持参

※現時点で当市は「電子申請・届出システム」未対応のため、上記方法により提出してください。なお、運用開始は令和6年度中を予定しており、運用開始時は別途通知します。

担 当: 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

(提出先) 福祉保健部介護保険課

介護事業推進係 今井・渡邉(聖)

電 話:0258-39-2245 (直通)

E-mail: kaigo@city.nagaoka.lg.jp